

華嚴五教章の研究

吉 津 宜 英

一 はじめに

華嚴五教章が法藏（六四三一七一一）の著作であることは明らかであるが、その題号や十門分別の順序さらには撰述時期などについては種々の問題点が残されている。この小論では先ず五教章のテキスト論を考察し、従来の宋和両本に加えて鍊本の存在に注目し、その独自性を解明したい。次に五教章研究の歴史について、特に中国および新羅高麗の仏教者たちの著作における引用の仕方から伺つてみたい。そして最後に法藏の原本確定への一つの試論として、題号・列門・内容などを整理して論究してみたい。以下の所論の中で問題にされるよう、本書の題号には種々あり、それぞれが論議の対象になるような複雑さを抱えている。今は五教章という呼称を用いて論述を進めてゆきたい。

二 五教章のテキスト論……特に鍊本について……

五教章のテキストについては、従来、天平年間日本に伝來した、いわゆる和本⁽¹⁾と、趙宋の注釈家たちが使用し、治承年間に伝えられた宋本⁽²⁾（或は唐本と呼ぶ）との二本の間ににおいて、いざれが正本であるか、いざれが原本であるのかという問題が論議の中心となつていた。これら二本の間には、文文句句の違いはもちろんのこと、題号の差異もあり、さらに十門配列のうち、第九義理分齊・第十所詮差別と次第するのが和本、その逆に第九所詮・第十義理と順序するのが宋本といふように、列門の相違がある。これらの第九と第十の両門は量的にも大きく、五教章三卷⁽³⁾の中巻と下巻とが両者において、そつくり入れかわることになるわけである。

この和本宋本という呼称は凝然（一二四〇—一三三二）以来の日本の華嚴宗において用いられたものであり、凝然は五教

章通路記の中で趙宋の淨源・道亭・觀復などの諸注釈書に述べられた五教章のテキスト論を引用し、逐次検討を加え、和宋両本を対比研究した結果、正しい理解をするならばいずれを用いるのも自由であるが、一応、和本に則つて注釈するとしている。⁽⁴⁾

日本において、凝然大徳以後、和宋両本をめぐる五教章のテキスト論が展開されたと同様に、中国においても淨源や道亭などが五教章のテキストの可否を議論している。まず晋水淨源（一〇一一一〇八八）は教義分齊章重校序（円宗文類卷二十二、所収）の中で、(1)標題に乖謬あり(2)列門に參差あり(3)伝写に訛舛あり、の三項に分けて、テキスト論を展開している。その中で第一と第二とは重要であり、第一では、或る本では華嚴五教章とか、華嚴一乘分教記とかしているが、それらは正しい標題ではないとし、宗密の圓覺經大疏鈔を典拠として華嚴一乘教義分齊章を正しい題号としている。次に第二では列門の相違について論じ、多くのテキストが第九義理分齊、第十所詮差別となつてているのに、近ごろ仏龐の学者が徑山の写本を伝えているものでは、妄りにその順序を逆にし、

第九所詮（中巻）第十義理（下巻）としていると批判する。⁽⁵⁾これによつてみると、淨源はいわゆる宋本の標題を主張しながらも、列門の次第は和本のようなものを正本と考えていたことがわかる。

次に、淨源とほぼ同時代の道亭は華嚴一乘分齊章義苑疏卷三で、宋本の上巻末にある「第八門竟、後有所詮義理二門、成中下二巻、畢十門矣」という一文の注釈に加えて、五教章のテキスト論に言及している。⁽⁶⁾特に十門配列の中で、問題になる第九と第十との順序について、まず、今引いた一文によって端的に第九所詮第十義理の次第であることは明らかであるとする。⁽⁷⁾それに加えて、澄觀（七三八一八三九）の演義鈔の一文を典拠として引用する。つまり、演義鈔の中で「約所詮弁異、然賢首義分齊内第二巻広明」と言つてはいるが、その賢首義分齊とは五教章のことで、第二巻とは中巻に相当するから、この一文によつても第九所詮（中巻）第十義理（下巻）は明白である。さらに徑山の写本や海東の印章も同様の列門になつてゐると言う。道亭はここで、淨源の重校序でのようになつていて、道亭はここで、淨源の重校序でのようになつていると言つてはいる。されど、徑山の写本や海東の印章も同様の列門に第九義理第十所詮の列門のテキストが存在することは言つていいが、これだけ種々の根拠を挙げて第九所詮第十義理を論証しようとする背景は、淨源の指摘したような状況と同一であろうと思う。道亭も淨源と同じように、伝写の訛舛に言及していることからも、それは伺われる。

以上のように中国においても、日本で宋和両本の差異が問題とされたと同様のテキスト論が展開されたわけであるが、淨源の指摘にもかかわらず列門の次第はいわゆる徑山の写本の順序に確定され、題号はまさに淨源の意見どおりになつ

て、趙宋の諸注釈家たちは皆な、いわゆる宋本を依用する。

しかし、淨源が述べているように、多くのテキストが和本の
ような列門の次第であり、また題号に関しても種々あり、そ
の中には和本に近いものも存在したということは特に注目し
ておきたいと思う。これまで凝然の通路記における引用を
手がかりにして淨源や道亭などのテキスト論を見てきた。こ
れからは、先の道亭の義苑疏に海東の印章も第九所詮第十義
理の列門の次第であるとあつたことを手がかりにして、海東
つまり新羅および高麗における五教章のテキスト論を見てみ
たい。

海東華嚴学の法統を伝える高麗均如（九二三一九七三）の釈
華嚴教分記円通鈔には五教章のテキスト論に関する別種の伝
承がある。この伝承については、すでに金知見博士が紹介さ
れ⁽⁹⁾、その説を結城令聞博士が批判された⁽¹⁰⁾。この結城博士の論

文に導かれて、私も改めてこの伝承を再検討してみたいと考
えたのである。均如の五教章に関する伝承とは、古来から草
本と鍊本との二種類のテキストがあつたとするものである。

円宗文類卷二十二所収の、法藏から義湘（六二五一七〇二）
への手紙（賢首国師寄海東書）には勝詮法師に託して、手紙と
共に、探玄記や五教章などの著作の写本が義湘にとどけられ、法藏はその手紙の中で、どうか著作の臧否を檢せよと言
う⁽¹¹⁾。この手紙の一文を根拠にして、均如は円通鈔の中で、義

湘は弟子の真定や智通たちと共に、送られてきた五教章を検
討し、原本は第九所詮第十義理であったのを、第九義理第十
所詮に改めたとする⁽¹²⁾。その、いわゆる義湘改訂本のことを草
本と呼んでいる。この草本は魏国西寺の時の撰述で、序文や
章主つまり法藏の名も付けられていないと言う⁽¹³⁾。これに対し
て鍊本は列門の次第は第九所詮第十義理で、西嵩福寺の所
述、序文と章主名も付けられ、さらに第十義理分斎の末尾の
六相頌に続けて流通偈も存在すると言う⁽¹⁴⁾。このように見てく
ると、均如の伝承では原本はあくまで第九所詮第十義理であ
り、たまたま義湘によつて改訂されたものが草本であり、そ
れにはまだ序文・章主名・流通偈などが具わつていなかつた
のを後に法藏が西嵩福寺に住して再治したもののが鍊本という
ことになる。

均如の証言によれば第九所詮第十義理の列門の五教章が原
本である理由としては、先に述べたように第十義理分斎の末
尾に流通偈が存在すること、そして澄觀の演義鈔の「賢首義
理分斎内第二卷広明」という一文を引くのである⁽¹⁵⁾。その一文は
先に義苑疏も引用していたが、流通偈は宋本にもないもので
あり、もちろん和本には存在しない。序文についても和宋両
本に存在しないものであり、列門の次第からだけ見ると宋本
と同一のようであるが、鍊本は冒頭に序文、末尾に流通偈を
有する独自なテキストとして扱うことが必要であると考え

る。逆に、草本は列門の順序からすれば和本と同じではあるが、序文の有無は別にして、章主名も存在しないテキストであるとされるからには、単純に和本と同一視することはできないであろう。したがつて、列門の次第から形式的に草本¹¹和本、鍊本¹²宋本と結びつけることはできない。特に鍊本は宋和両本に存在しない序文と流通偈を有している独自なテキストと考えられるから、まず鍊本和本宋本三本の対照研究が必要となるのである。

均如の円通鈔から鍊本を完全に復元することは容易ではな

華嚴一乘教分記¹

京兆西嵩福寺沙門法藏述²

夫教不自分、務機成異、……十義毛目粗陳、先標十門……
建立一乘⁴ 教義攝益⁵ 叙古今立教三⁶ 分教開宗四⁷ 乘教開合五⁸ 教起前後六⁹ 決択其意七¹⁰ 施設異相八¹¹ 所詮差別九¹² 義理分齊十¹³
建立一乘第一¹⁴

今將開釈迦¹⁵ 仏海印三昧一乘教義略作十門¹⁶

初明建立一乘者、然此一乘教義分齊、開為二門、一別教二同教、初中亦二、一是性海果分、¹⁷
當是不可說義、何以故、不与教相應、即十仏自境界也、故地論云、因分可說果分不可說者是也、二緣起因分、即普賢境界也、此二無二全体遍收、其猶波水、思之可見、就普賢門中、復作二門、一分相、二該攝、分相者、此別教一乘、別於三乘、如法華中宅内所指門外三車、誘

い。まず和宋両本には存在しない序文と流通偈であるが、序文は後に示すように完全な復元はできず、一部分しか知られないけれども、流通偈は澄觀の演義鈔の最後に引かれる賢首法師發願偈と同一のものようである。¹⁸今は、まず鍊本の冒頭の建立一乘の一部分を示して、和宋両本と対照し、そして円宗文類卷十四所収の教義分齊章卷中¹⁹が鍊本の中巻、所詮差別の第三行位差別と同系統のテキストであることを示しつつ、また和宋両本と比較対照してみよう。

1 和本の上中二巻と同。宋本は三巻ともに華嚴一乘教義分齊章。

和本の下巻は華嚴經中一乘五教

分齊義。鍊本の中巻は華嚴經中一乘立教分齊義記

2 和本には寺名の無い場合と、魏國西寺とある時とあり。宋本は大薦福寺とあり。

3 序文は宋和両本になし。復元不可能。

4 和本では建立乗一、宋本では建立一乘第一

5 宋本に叙の字なし。和本と同。

6 宋本では起教。和本と同。

引諸子令得出者、是三乘教也、界外露地所授〔大白〕牛車是一乘教也、然此一乘三乘差別、

¹⁹

諸聖教中略有十説、一權實差別、（以下略）

7九・十の次第は宋本に同。

8和本では建立乗第一、宋本には

ない。

9宋本では開釈如來、和本と同。

10和本では建立乗、宋本と同。

11亦の字、宋本なし、和本と同。

12当の字、宋本なし、和本と同。

1314宋本では則、和本と同。

15宋本に中の字なし、和本と同。

16和宋両本ともに分相門、該撰門

と門の字あり。

17宋本では此則、和本と同。

18和本では別於彼、宋本と同。

19大白、宋本無、和本有。鍊本では不明。注釈文の中に出でていな
いために。

以上は建立一乘第一の冒頭の一部分を示したにすぎない
が、第九第十の列門を除いては、文文句句は比較的和本によ
く合うことが知られる。次に行位差別の所を対照してみよ
う。先に述べたように五教章の本文は円宗文類所収（續藏、

影印本、一〇三冊、三九三頁D）から取り、それが均如の使用
した鍊本と同種のテキストであることを示しつつ、和宋二本
との同異を指摘してゆきたい。

第三行位差別者、於諸教中、皆以三義略示、一明位相、二弁不退、三明位相、初者依小乘有¹

四位、謂方便見修及究竟、又說小乘十二住以為究竟、及說三界九地十一地等、如小論說、不退²

者、此中修行至忍位、得不退故也、其行相亦如彼諸論說、問、何故小乘行位等相、不廣顯耶、

1宋本は明不退、和本と同。

2宋本は竟也、和本と同。

3鍊本には九地と十一地の間に十
地あり。

答、此中意者、以義差別、顯教不同、而小乘異大乘、理無疑故不待說也、

第三行位差別者、前弁種性差別已、今明種必起行、行必成位、故次來也、此中先通就諸教、開三章門、後初者依小乘下、別就五教、別積三門、此中五教即為五段、初小乘中、先別積三門、後問下問答、前中三、初位相中、依小乘有四位謂方便見修及究竟者、方便則七方便也（『全書』下卷、二二三頁）

又說小乘十二住以為究竟者、毗曇第十八所說也、問、何故偏約十二住為究竟耶、答、例彼瑜伽所說故尔也（二一四頁）

三界者欲色無色界也、九地者欲界散地為一、四禪及四空故為九也、十地者初二禪中間有中間禪故十也、謂初禪是有尋有伺地、二禪是無尋無伺地、此二中間、開無尋有伺地、為中間禪也、十一地者、加未至定故十一也、謂在於欲界未至初禪、故云未至、又云近分定、謂初禪之近分方便故也、如小論說者、毘曇第五俱舍第十八中、弁四位及十二住義、俱舍第二十一毘曇第十六中、弁其九地、第六弁十一地也、二不退中修行至忍位得不退者、一云、十六心中苦忍也（二一六頁）⁵

若依初教、亦以三義顯、初位相者、此中有三、一為引愚法二乘、令廻心故、施設廻心教、亦但有見修等四位及九地等、名同小乘、或立五位、謂見道前七方便內分前三種、為資糧位、以遠方便故、後四善根為加行位、是近方便故、余名同前、又亦說為乾慧等十地、第九名菩薩地、第十名仏地者以引二乘望上不足、漸次修行至仏果故、又彼仏果不在十地外、同在地中者、以引彼故方便同彼、又以二乘人於現身上得聖果故、不在後也、又此位相及行相等、廣如瑜伽聲聞決訣及雜集論說、問、何故瑜伽等所明聲聞行位相、而不同彼毘曇等耶、答、不同相者有二義意、一為顯小乘愚於諸法不了說故、二為方便漸漸引向大乘故耳、是故所明行位等法、皆悉方便順向大說故不同也、此既非是愚法小乘、又非菩薩、即知是彼三乘教中聲聞乘也

始教中一、初擧數、二初位不別積、於中三、初位相中此中有三者下文唯二門、何故標云

⁴ 宋本は二不退、和本と同。

傍点のところは均如の円通鈔における五教章の本文

⁵ 宋和両本ともに二

⁶ 宋本では力、和本と同。

⁷ 和本では為説、宋本と同。

⁸ 宋和練三本ともに欲。

⁹ 宋本は界、和本と同。

¹⁰ 和本は亦同、宋本と同。

¹¹ 和宋両本、又の字なし。

¹² 練本は現。

¹³ 宋本は小乘人。和本と同。

¹⁴ 和本に耳字なし。宋本に同。

有三耶、答、一云、下文直進中云有二意故、亦相似小等、今開彼二意、而以廻心為一故云三也、一云、廻心為一、直進為一、影似為一、故云三也、今釈以後為正、謂為真進菩薩、具說三賢十地之位、名為直進、此三賢十地中、以見修等名、似小乘故名影似也（二七頁）見修等四位者、等取方便究竟也、及九地等者、等取三界十地十一地也、名同小乘者、雖位名同、而小乘位者人空中弁也、廻心位者法空中弁故不同也、或立五位等者、雜集論第十八瑜伽論第六十四中弁也、其五位者方便道中、開資糧加行故也、以遠方便故者、若約遠者、望究竟道、以弁遠近、若約近者、望見道、以弁遠近也、余名同前者、見修究竟之名、同前小乘也、又亦為說乾惠等十地等者、大品及智論燈炷品說也、謂一乾惠地、二性地、三八人地、四見地、五薄地、六離欲地、七已辦地、八辟支佛地、九菩薩地、十仏地也（二一七頁—二二八頁）

謂欲引二乘望上不足漸次修行至仏果故者、二乘之人、以第四果為究竟、故無欣上之心、是故、二乘地上、立菩薩地及仏地、令起望上不足之解、使發欣上之心故也、為現小乘愚於諸法不了說者、小乘位相、於人空中之所弁、故是不了說、大乘位相、於法空中之所弁、故是盡理說也、二為方便漸漸引向大乘者、大乘所弁異彼少者、令捨小習向大乘故余也、彼三乘教中聲聞乘也者、則稱実聲間藏也（二二一頁—二三三頁）

二凡以大乘似小乘說者、皆通二義、一為引小、二為淺機、是故說此為始教也、即如何等義者¹⁷如瑜伽說、

凡引下義有二、一引愚法、二引廻心、為引小者、引愚法也、為淺機者、引廻心也、（中略）

第三問答中、即如何等義者者、是問、如瑜伽下答也（二二四頁）

如是等文類別非一、皆具上意、可准知之、¹⁹

皆具上意可准知之者、一云、具前一為引小二為淺機之二意故也、今釈通具上三意也（二六頁）

¹⁸ 宋本は例、和本と同じ。

¹⁵ 和本に乘字なし、宋本に同じ。
¹⁶ 和本は機浅、宋本に同。

¹⁷ 宋和両本は義等。

¹⁹ 宋本は可準而知、和本は耳準知之。

以上は行位差別全体からすれば、ごく一部分を対照したにすぎないが、脚注の番号で言えば、5 17 19の三例は特に円宗文類所収の五教章が均如の注釈している錬本と同一種のものであることを示していると思う。それらの中でも5の所は「此中有三」となっているために均如は廻心と直進との二種をいかに三種に解釈するかに苦しんでいる。また、これらの三例は錬本が宋和両本とは別種のテキストであることの証拠ともなると考えられる。3 8 12の三例のように、均如本（錬本）と円宗文類本とでは異なる字もあるし、11の例のように円宗文類本が和宋両本とは相違していても均如が注釈の中で引かなければ錬本との同異を確かめられないところもあるが、先の5 17 19の三例に加えて、2 4 6 13の四例は文類本・錬本・宋本の三本が同文であるので、この点からも円宗文類所収のテキストを錬本と同系統のものと考え、しかも宋和両本とは別の独自のテキストであると結論してよいのではないかと思う。⁽¹⁸⁾

以上の対照の結果、十門配列の点から言えば錬本は宋本と同じく、第九所詮第十義理の形式になつておらず、題号の面からも和本の方に近似し、文文句句の検討の結果は和本に一致する例が多いとはいえる、独自のテキストと考えなくてはならず、それに加えて、宋和両本に全く存在しない序文と流通

偈とを所有しているのであるから、もはや、和宋両本とは別なテキストと考えてゆくことに異論はあるまいと思う。このような独特な錬本が新羅高麗に伝承された事実を知つて、先の義苑疏では海東の印章として引かれ、宋本形成の有力な根拠とされるのである。したがつて、列門の次第から、すぐには宋本＝錬本、和本＝草本としたり、また均如の伝承から簡単に宋本＝錬本、和本＝草本としたり、また均如の伝承から簡単に原本を想定したり、義湘改訂説を安易に信じたりすることはできないのである。一旦伝来してきたら変化を蒙らないで伝承されたと考えられる和本の場合と異り、淨源や均如の証言によって知られるように、中国および新羅高麗においては五教章に対しても種々の意見があり、その意見に従つて五教章の形式を変えたようなどもあったようである。それならば、それぞれの国における五教章の研究の歴史を明らかにして、中国においては法藏の原本の確定、澄觀の見た本の内容、淨源や道亭の言う徑山写本の性格、いわゆる宋本の形成などの諸問題が解明されねばならず、新羅高麗においては草本と錬本をめぐる均如の証言の追究が必要となるのである。項を改めて、それらの諸問題を論究してみたい。

三 五教章の引用について

五教章の注釈書として最初のものは八世紀の東大寺寿靈の指事記で、中国においては、十一世紀の義苑疏、十二世紀の

復古記など趙宋の諸注釈書が出現するまでは五教章の注釈はなされていないようであり、新羅高麗においては十世紀の均如の円通鈔を見ると彼以前に五教章の注釈が存在したように思われるが、現存はしていないのである。このように見てくると注釈書出現までの五教章の研究の歴史は、その間の仏者たちの著作に見られる五教章の引用、あるいは五教章への言及を検討することによつて、明らかにしてゆくしか方法がないのである。注釈書が出現してくると、日本では和本、新羅高麗では鍊本、中国では宋本というようにテキストも固定化してしまうのであるが、諸家の引用の仕方を見ることによつて、そのように固定化する以前の五教章の内容を考えてみた

い。

まず中国においては、澄觀の演義鈔における引用が問題となる。先に述べたように、演義鈔の「賢首義分齊内第二卷」を典拠にして均如や道亭は第九所詮第十義理の列門の正しさを証明していたからである。そこで、その一文も含めて、演義鈔全卷の中から先の一文と類似のものを引いてみると次のようないくつかの諸例がある。

1 「若藏・和上義・分齊云、法藏於文明年中、…」(大正三六、五一頁下) 探玄記卷一(大正三五、一一一頁下) の引用

2 「若約所説法相者下、第三約所説弁異、然賢首義分齊内第二卷廣明、今但略説」(六二頁中) 五教章所詮差別を示す(?)

3 「余如別章者、即教義分齊中明、謂智論引長阿含第二云、有八因縁、…」(一七四頁中) 探玄記卷三(一四六頁上) の引用

4 「具十對令同時等、而康藏和上約義分齊釈成云、一教義、謂見此蓮華能生解故、…」(一八一頁下) 探玄記卷一(一二三頁中) の引用

5 「別章広顯者、即第七指広在余、即賢首教義分齊、彼唯三門、一教興義、…」(四一四頁下) 五教章義理分齊六相圓融(大正四五〇七頁下) の引用

6 「後若具顯下、指広從略、廣如五教義分齊中、即是別章、上已略弁、謂結彈同毘曇成実、即小乘斷結義、…」(四四七頁下) 五教章所詮差別中の断惑分齊を示す(?)

これらの中では、1 3 4 は義分齊とか教義分齊とか呼びながらも探玄記の文文句句の引用であり、5 は五教章の引用であり、2 と 6 とは多分五教章を指示していると考える。もちろん、探玄記については、文字どうり探玄記として引用している例もあるが、五教章に対する呼称と非常に紛らわしい引用の仕方もあることがわかる。五教章に関しては六相圓融義の文文句句を引いていることから、教義分齊という呼称は澄觀の所用として認めてよいであろう。また 2 の義分齊、6 の五教義分齊も教義分齊の廣略両様の題号として考えられる。したがつて、問題の 2 の例文も「第二卷」の有無は別にして、「義分齊」という言い方 자체には不自然さは感じられないが、この義分齊を探玄記の引用と見ることはできない。最後

に、5の例で引かれる六相義の文文句句を現存の宋和両本、さらに鍊本の復元可能な所と対照してみると、和本に比較的よく合致するが、全同ではないので、独自なテキストと考えざるをえない。⁽¹⁹⁾

次に宗密の円覚經大疏、大疏鈔、略疏鈔などに散見する五教章の引用についてみてみよう。

- 1 「華嚴教義分齊亦料揀一乘大乘、有十義別」円覚經大疏卷上之一（續藏、影印本、一四冊、一二頁C）五教章建立一乘の引用
- 2 「疏、華嚴教義下、大文第二約諸教也、教義分齊者、是藏和尚所述、文有三卷」大疏鈔卷二之上（同、一二三九頁B）1の例文

の注釈。

- 3 「性相二宗元出彼方等者、此是藏和尚教義分齊云、法藏於文明年中、」大疏鈔卷二之上（同、一二三頁B）、探玄記卷一（大正三五、一一一頁下）の引用。
- 4 「言別章者、謂教義分齊三卷、廣明五教行相法數」大疏鈔卷三之上（同、二六一頁B）、五教章所詮差別を指す。
- 5 「華嚴藏和尚製五教義分齊、文中料簡大乘一乘、有十差差別、」略疏鈔卷三（續藏、十五冊、一一五頁D）1の用例と同一。

これらの諸例から知られるように澄觀の演義鈔の呼称を踏襲している。先に見たように、淨源は重校序の中での宗密の圓覺經大疏などを典拠にして華嚴一乘教義分齊章という題号を正当とするのであるが、その根源はまさに澄觀に由来するわけである。宗密の用例のうち1は五教章の建立一乘第一

の文文句句を引いているが、他本と対照の結果は演義鈔所引の場合と同様に独自なテキストと見られる。⁽²⁰⁾

他に、永明延寿（九〇四—九七五）の宗鏡錄にも五教章がよく引かれているが、特に義理分齊のところを無尽縁起を説くものとして重視しているようである。以上のように、中国の仏者の著作においては、趙宋の注釈家たちが輩出する以前に限定してみると、散見する程度であって、多く依用されているとはいえないようと思う。その結果として淨源や道亭が指摘するようにテキストの文文句句の混乱が生じたのであるう。

次に新羅高麗の仏者の著作における五教章の引用を見てみよう。特に皇竜寺表員の華嚴經文義要決問答、青丘沙門見登の華嚴一乘成仏妙義や大乘起信論同異集などの著作では五教章が重要な役割を果している。表員や見登の伝記は不明であるが、引用文献からみて、太賢以後の人々で、特に元曉教学の影響下にあり、いまだ澄觀の教學の影響を被っていない時代の華嚴学者と思われる。⁽²¹⁾要決問答四巻は十八科の重要な項目を選んで、法藏・元曉・慧苑・義湘・懷師などの説を引用しつつ、解釈したものであるが、それら十八科の中で六相義・数十錢喻義・一乘義などに五教章の引用がみられる。これらの五教章の引文のうちで均如の圓通鈔から知られる五教章の文章と重複している部分を対比し、併せて和本とも対照し

てみると、要決問答所引の五教章は均如本や和本と同系統の異本のようであり、特に和本によく合致していると思う。⁽²³⁾

要決問答では五教章を引く場合でも「法藏師云」とするので、彼の用いた五教章がどのような題号を所有し、問題の列門がどのようにあつたかを知ることはできない。しかし、見登の二つの著作においては、それらを知ることができる。まず華嚴一乘成仏妙義では「五教下巻」あるいは「下巻」として五教章の所詮差別を引用し、一箇所だけ「五教上云」として建立一乗を引いている。⁽²⁴⁾また起信論同異集では「具如教分記第二縁起六因章、並第三巻所詮異義中所説具足」⁽²⁵⁾とか「准香象縁起六因章亦得具足、故其教分記中巻云、若爾現行為種子因、豈得有六義、：」として引用している。これらの二つの著作の引用から、見登の依用したテキストでは題号は五教章あるいは教分記とあり、第九義理（中巻）第十所詮（下巻）の列門の次第をなしていたことがわかる。そして引文を和宋両本更には円宗文類所収本と対照してみると、先の要決問答以上に和本と一致するテキストであるよう思う。⁽²⁶⁾

見登の依用した第九義理第十所詮の列門の五教章が均如の草本なのかどうかはわからないし、これらの著作についても批判的研究が必要であるが、以上のことから和本のようないい草本のかどうかはわからないし、これらの著作が均如の列門を持ち、文文句句も比較的和本に類同のテキストが均如以前に存在したことは認められるのではないかと思う。し

かも引用の様子からみて、五教章は華嚴典籍の中で重要な地位を占めていると考えているようである。それだけに五教章の形式や内容に対しても種々の意見があつたことが均如の教分記円通鈔を見ると知られる。⁽²⁸⁾そのような意見の中で最も大きなものが列門の前後に関する草本錬本という説であろうが、草本の義湘改訂説も錬本の法藏真撰説も他の証言がないかぎり、その真偽は決めるとはできない。ただ草本という言葉をすなおに受けとめ、そして見登の引用を重視すれば、草本に義湘改訂説を結びつけないでもよく、中国においてもむしろ第九義理第十所詮の列門のテキストの方が一般的であったという淨源の証言を加味して、新羅高麗においても澄觀の教学の影響を受ける以前においては和本のような列門のものが存在していたのではないかと思う。錬本の最後にある流通偈が演義鈔の末尾にある賢首の發願偈であることや、均如が演義鈔を典拠にして第九所詮第十義理の列門を主張することなどを併せて考えてみると、錬本は文字どおりに錬り上げられたテキストであり、均如が依用するような形になるためには少くとも澄觀教学の影響は否定できないよう思う。

四 五教章の題号について

これまで錬本といわれる五教章のテキストについて考察し、さらに中国新羅高麗の仏者の著作について五教章の引用

の仕方を検討してみたのであるが、その結果、鍊本の法藏真撰説は信じられず、見登の引用や淨源の証言から推して和本の存在は法藏の原本に近いのではないかと思う。しかし径山の写本さらには宋本の存在を否定することはできない。そこで今は五教章の題号に注目し、それと列門との相関から法藏の原本を確定する路を求めるとともに、どうして題号の変容と列門の前後が生じたのかという問題も考えてみたい。

まず和本宋本鍊本の三種のテキストの上中下三巻の列門の次第と題号の一覧表を示してみよう。

和本	上巻	第一から第八——華嚴一乘教分記
	中巻	義理分齊第九——華嚴一乘教分記
宋本	上巻	第一から第八
	下巻	所詮差別第十——華嚴經中一乘五教分齊義
鍊本	中巻	所詮差別第九——華嚴一乘教義分齊章
	下巻	義理分齊第十
鍊本	上巻	第一から第八——華嚴一乘教分記
	中巻	所詮差別第九——華嚴經中一乘立教分齊義記
鍊本	下巻	義理分齊第十——華嚴一乘教分記

このように十門の順序は宋本と鍊本とが同一で、題号は和本と鍊本とが近似している。一般に用いられる華嚴五教章といふ題号は和本の外題であるが、均如も円通鈔の中でよく用いし、また先に見たように見登の成仏妙義でも「五教」として引用していた。しかし、先述のように淨源は華嚴五教章と

か一乗分教記と称するのは法藏の意ではないとし、宗密の円覚經広疏を典拠にして華嚴一乗教義分齊章を正しいとし、宋本の題号が確定する。それ以後の中国の諸注釈家はすべてこの題号を使用する。趙宋までの五教章に関する呼称を整理すると次のようになる。

- 1 華嚴經伝記——華嚴教分記三卷⁽²⁹⁾
- 2 寄海東書——一乘教分記三卷
- 3 見登・成仏妙義・起信論同異集——五教・教分記
- 4 澄觀・演義鈔——義分齊・教義分齊・五教義分齊
- 5 宗密・円覺広鈔・略疏鈔——華嚴教義分齊・五教義分齊・教義分齊三卷
- 6 崔致遠・法藏和尚伝——教分記三卷⁽³⁰⁾
- 7 義天・円宗文類——教義分齊

先の三本のテキストの題号と併せ考えてみると五教章の題号には二つの流れがあることがわかる。その一つは五教あるいは教分記の系統であり、他は義分齊あるいは教義分齊の系列である。前者は右に掲げた資料によるかぎり著者法藏にまで遡ることができるが、後者は澄觀の呼称から始まるようである。

私はこの題号の二つの流れが先の二種類の列門のあり方と相関関係にあるのではないかと思う。それは均如の教分記円通鈔の題号訛を読んで感ずるのであるが、鍊本の題号は前に見たように和本に近いけれども、列門の方は宋本の形式にな

つてゐるのであり、そして題号釈を見るとここでも澄観の演義鈔の「義分斎内第二卷」を引いて、一乗教分記とは詳しく言えば一乗教義分斎義記とすべきであると説く。この題はまさに宋本の標題に近いものである。⁽³¹⁾

それでは五教あるいは教分記と題することと義分斎あるいは教義分斎と呼ぶこととは、列門を前後せしめるほどの差異をもたらす要因となるのであらうか。前者の立場ではあくまで五教の確立が目的であつて、後者は教と義との分斎とくに義理の顕揚をめざすことになるとすれば、一方が五教の不同⁽³²⁾、他方は五教のとくに円教の義理を説くものとして義理分斎を最後に位置せしめる結果となるのではないだらうか。

もちろん、義分斎とか教義分斎とかの呼称を澄観が用いているからといって、彼が列門の前後を変えたという証拠はない。しかし、問題の演義鈔の一文「義分斎内第二卷」を一応認め、しかも法藏の五教判に対し弟子の慧苑が異義を唱え、⁽³³⁾澄観も五教よりは四種法界によつて華嚴經を解釈しているのを併せ考へる時、澄観においては五教章を五教よりも義理の書として把握し、列門についても義理と所詮とを逆にすべきであるとする意見を持っていたかも知れない。

以上題号を中心にして列門の前後との関連を考へてみたが、私の意見としては法藏の原本は教分記の題号を持つた第

九義理第十所詮のテキストであり、その列門の前後逆転は後代の教學からの要請によるものであり、法藏が晩年に改訂版を出して前後を変更したり、また何かの外部的原因（たとえば破仏や戦乱）によつて偶然に前後したとは考えられないのである。一つの宗教書が原著者の意図とは別に後世の人々の意見までをも担つて伝承されてゆく、そのような一例として五教章の宋和両本の問題を考えてゆくと、どちらが正本であるかという議論を離れて、それぞれのテキストの担つた思想史上の役割を考えてゆく方向へと研究が進んでゆくようにならう。

五 結 び

この小論ではまず従来の和宋二本に対し均如所釈の錬本が独自なテキストであることを明らかにし、均如が伝承していった草本錬本というテキスト論、さらには演義鈔の「義分斎」の一文を手がかりにして中国新羅高麗における五教章の引用を調べ、特に見登の引文に注目した。その結果、列門・標題・文句ともに和本に近いテキストの存在を確認した。最後に標題に二つの流れがあることが列門の前後と相関関係にあり、法藏の原本は教分記あるいは五教章という題号を持つ、第九義理第十所詮の列門の次第をなすものであつて、義分斎あるいは教義分斎と呼ばれ、第九所詮第十義理と順序するテ

キストは法藏以後のものであり、義あるいは義理を重視する視点から原本の変更が余儀なくされたものではないかと推測した。これは法藏および彼以後の人々の教学をいかに把握し理解するかに関わることであるので、今は全く一つの推測であることを繰り返しておきたい。その他、徑山写本の問題、均如の伝える草本義湘改訂説の検討、和本の伝来の解明など、五教章をめぐる種々の疑問点はあるが、今後の課題としておく。

〔註〕

- (1) 五教章の和本の伝来については道璿（七〇二—七六〇）将来説と審祥（？—七四二）将来説との二説がある。
- (2) 宋本の将来については、常盤大定「宋代に於ける華嚴教学興隆の縁由（高山寺所蔵の宋版章疏、附、写本及欠本の調査に基づきて）」（『支那仏教の研究』第三、昭和十八年、春秋社）を参照。
- (3) 五教章が三巻であることは、華嚴經伝記（大正五一、一七二頁中）、寄海東書（続藏、影印本、一〇三冊、四二二頁C）、宗密の円覺經大疏鈔（続藏、影印本、一四冊、二六一頁B）、崔致遠の法藏和尚伝（大正五〇、二八二頁下）などに言及されている。
- (4) 五教章通路記卷一（大正七二、二九八頁中）を参照。
- (5) 教義分齊章乘校序「予稟具之初、受華嚴大部於横海法師之門、師諱明覃、參承之暇、嘗示誨曰、昔、賢首國師、述教義章、開一乘之淵旨、發五教之微言、故其立宗判義、獨耀古今、茲

實先聖之遺烈、作後世之龜鑑者也、若清涼之釈大經、圭峯之解円覺、長水之注楞嚴、皆所以抗志一乘、潛神五教、而章句出焉、然其間、標題有乖謬、列門有參差、伝写有訛舛、考茲三失、紛然久矣、何則、原夫先祖之標題也、以華嚴一乘教義分齊章為目、而円覺廣鈔引之詳矣、比見數本、或標云華嚴五教章、或題云華嚴一乘分教記、是豈祖師之意耶、向所謂、標題有乖謬、其失一也、又若總列章門、稽諸奧本、皆以義理分齊、系乎第九、所詮差別、當於第十、近有仏隣學者、伝乎徑山写本、妄以第十門為中卷、反以第九門為下卷、向所謂、列門有參差、其失二也、且夫三軸之文、難以文定、十門之義、宜以義求、其或舛克為堯、訛鳳為風、此例實繁、不可具陳、所謂、伝写有訛舛、其失三也、嗟乎、法師之去也、幾二紀矣、後之人、胸臆其説、吾將誰從、因与二三子、詳校其辭、以垂當世、有雪川上人靈鳳者、久奉祖訓、施縉開勒、於是、輒書往日所稟之語、告諸來裔云」（続藏、影印本、一〇三冊、四五頁AB）

(6) 義苑疏卷三「後有所詮義理二門成中下二卷者、觀此之文、則所詮差別在前、應為中卷、義理分齊屬後、合為下卷、清涼亦云、約所詮弁異、然賢首義分齊內第二卷中廣明、由是、徑山写本・海東印章、皆以所詮差別居第九、為中卷、義理分齊居第十、作下卷、與夫清涼指文、同于一揆、若究賢首之意、既以華嚴一乘標題、故以一乘之義理、貫其初後、今之偏文、從於古也、近見題卷、不根祖訓、輒有遷移、紊亂列章、義門失緒、得不謹歟」（続藏、影印本、一〇三冊、一一七頁BC）

(7) この一文はもちろん和本には存在しない。しかし、第九所詮

第十義理の列門系統の諸本のすべてにこの一文が存在するのではないようである。たとえば師会の復古記卷一（続藏、影印本、一〇三冊、二二三頁A）の該当箇所にはこの一文は存在しない。また高麗均如の釈華嚴教分記円通鈔卷第二（均如大師華嚴學全書）金知見編著、下巻、一三一页）末尾にもこの一文はない。凝然の通路記卷十九（大正七二、四四二頁）では道亭の義苑疏とならべて、觀復の折薪記を引用しているが、それによると觀復の見た五教章には註の形式で、この一文が存在したようであり、觀復もその一文を典拠にして第九所詮第十義理を正当だとし、第九義理第十所詮を非とする。

(8) 澄觀の華嚴經疏卷二「若約所說法相者、初小乘中、但說七十五法」（大正三五、五一二頁下）の一文を釈して、隨疏演義鈔卷第九で「若約所說法相者下、第三約所詮弁異、然賢首義分齊内第二卷廣明、今但略說」（大正三六、六二負中）と述べている。この一文は種々の問題点を含んでいる。まず、演義鈔によつてはこの一文の存在しないものもあるのではないかとの指摘があり、もしそうならば、この一文を典拠にして、所詮差別第九（中巻）を論証することはできない。結城令聞「華嚴五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」（印度学仏教学研究）第二十四卷第二号、昭和五十一年三月、一五頁）参照。もし、この一文が初めから存在したとすれば、やはり五教章の所詮差別を指していると見るしかないとと思うが、その場合は、五教章を義分齊と呼んでいることを問題にしなくてはならない。

(9) 金知見「寄海東書考」（学術論文集第一集、一九七一年）、

「校註『法界圓通記』」（新羅仏教の研究）山喜房、昭和四八年六月）所収、同博士編著『均如大師華嚴學全書』（上巻、解題、二九頁以下）などの所論を参照。

(10) 結城、前掲論文

(11) 賢首國師寄海東書「但以和尚章疏、義豊文簡、致令後人多難趣入、是以、具錄和尚微言妙旨、勒成義記、謹因勝詮法師抄写、還鄉伝之彼土、請上人詳檢臧否、幸示箴誨」（円宗文類卷二二、続藏、影印本、一〇三冊、四二二頁C）

(12)

釈華嚴教分記円通鈔卷一「問、有本、義理分齊九、所詮差別十者何耶、答、此是後人所治也、後人意者、以此義理、双踏能所詮、故置於第九、貫前後也、問、後人誰耶、答、相和尚也、謂、章主寄相德書云、請上人詳檢臧否、幸垂箴誨、故相德令真定智通勘其臧否、而治定也、今釈並章主所列也、謂、此文有草本、鍊本不同、義理為九者智草本、反此者鍊本、故余也、問、何知義理為十者是鍊本耶、答、義理章末有流通偈、故知余也。是故、清涼抄云、第三約所詮弁異、然賢首義分齊内第二卷廣明、今但略說、已也」（全書）卷下、二三頁一二四頁）

(13) 教分記円通鈔卷一「初中、有本無序及章主名、或謂此序非章主所述、然有草本、有鍊本、鍊本則具有序及章主名、草本則無也、若非章主所述、章主之名、宜在序後、今既在序初、故知、此序乃章主自述明矣」（全書）下巻、一八頁）

教分記円通鈔卷一「第三、十門所以中、今將開至作十門者、現十門之所以也、問、此文宜在列名之前、何故在後耶、答、然故、一云、列名是後人所治故在前也、若章主列則在於後也、

今釈、列名亦是章主自列、以前列後列無所防故、且從一義耳、又依無序草本、故作此難、若依有序鍊本、無此難也、既序末云、略提十義毛目粗陳先標十門、次列其名、後云今將開等、弁十門之所以、是故有次第也、既云略提十義、又云今將開乃至略作十門、然後列名、則有重言失、故此所以在列名後、甚有理也」（『全書』卷下、二四頁一二五頁）

釈華嚴旨歸章円通鈔卷上「然教分記云西嵩福寺者、以此記有二、鍊本草本也、闕章主名及与序者是乃草本、則勝詮法師所伝、魏國西寺時所述本是也、至後鍊治時、方題章主名及序文、故云西嵩福寺耳」（『全書』上卷、二二八頁）

（14）注12に引いた一文を参照。

（15）注12に引いた一文を参照。

（16）教分記円通鈔卷十「流通分、初四句是誓願、後四句是廻向、初誓願二字是要期之心、見聞已下、舉所修善根、乃至下二句、現其至極、謂見聞此円融無礙普賢法界、不唯現在、抑亦窮未來際、常恒見聞、令我誓願如意相應故云至極、廻向中、初一句向實際、次一句向衆生、後二句向菩提也、初中以此善根等法性者、此之法性、橫該十方、堅窮三際、故一切衆生諸仏菩薩、及与非情、共一法性、是故、我修習此無尽円融普法之時、等同法性、普与一切、同修同証也、章主願如是、若後之學人、見聞此章、修習不已、亦發此願、同期性海耳」（『全書』下卷、五九九頁一六〇〇頁）、演義鈔卷九十「賢首法師發願偈云、誓願見聞修習此、円融無礙普賢法、乃至失命終不離、尽未來際願相應、以此善根等法性、普潤無尽衆生界、一念多劫修普行、尽成無上仏菩提」（大正三六、七〇一頁上）この發願偈

は、また宗鏡錄卷百の巻末（大正四八、九五七頁中）に「華嚴疏主藏法師發願偈」として引用される。しかし、法藏の現存の著作の中にはこの發願偈は見い出すことはできないようである。

（17）続藏、影印本、一〇三冊、三九三頁D以下

（18）以上の対照の脚注番号のうち、19 10 14 18の五例は均如が本文を引かなかったために、宋和両本の間では相異がありながらも、円宗文類本と鍊本との間での同異を確かめられなかつたものである。

（19）演義鈔卷五十二「一教興義、二列名略釈、三問答料揀、前之

二門、上已具竟、今但明問答、寄就一舍之上弁、其六相例法可知、問、何等是總相、答云、舍是總相、問、此但緣等、何者是舍、答、緣等即是舍、獨能作舍、故離即不成、若爾、未有瓦等、應即是舍、若未有瓦等、不是緣故、以無瓦等、對何說緣、若諸緣共出、少力共作、不全作者、有斷常過、但諸少力不成一全舍、故舍則斷也、不成執有是無因常、今去一緣、即非全舍、明緣全成緣即舍也、由此全成、便令此緣即瓦狀等、以去於緣、即舍便壞、則瓦狀等亦皆壞故、故此諸緣、皆即是緣、舍方善成、一緣即爾、余緣亦然、故緣起法不成、則已成則圓融、第二別相者、緣等諸緣別於總故、若不別者、總義不成、由無別時、則無總故、是故即以總為別也、問、若總即別、¹應不成總、答、由即別故、故得成總、如緣即舍、故名總相、舍即是緣、故名別相、若別不即舍、不是緣故、若舍不即緣、不是舍故、若不相即、總在別外、即非總也、別在總外、即非別也、問、若不別者、復有何過、答、有斷常過、謂若無別、

即無緣等、舍不成故、無而執有、無因常故、下之四相、各有
斷常、可以意得、第三同相者、緣等諸緣和合作舍、不相違故、
⁴皆名舍緣、非作余物故、若不同、諸緣相背則不同、作舍則不
成、與總何別、答、總相唯望一舍同、則諸緣互望成力義齊、
第四異相者、緣等諸緣、隨自形類相差別故、問、異應不同、
答、由相各異、長短等殊、方為舍緣、同力成舍、此與別何異、
別相諸緣、別於一舍、異則諸緣自互相望、第五成相者、由此
諸緣、舍義得成故、由成舍故、緣等名緣、不爾、二俱不成、
問、現見諸緣各住自性、何因得成、答、由不作舍、舍方得成、
以若作舍失本緣故、舍不得成、今由不作、諸緣現在、故舍得
成、又若不作舍、緣不名緣、既名緣、明知作舍、第六壞相
者、緣等諸緣、各住自法、本不作故、若作舍者、即失本法、
舍則不成、由不作故、舍得成也、又總即一舍、別即諸緣、同
即互不相違、異則諸緣各別、成則諸緣辦果、壞則各住自法、
乃為頌曰、一則是多為總相、多即非一是別相、多類自同成於
¹¹異、各體別異顯於同、一多緣起理妙成、壞住自法恒不作、唯
智境界非事識、以此方便會一乘」（大正三六、四一四頁下—
四一五頁中）文文句句とはいえ、五教章の本文に比べるとか
なり要略して引用しているが、一応、和宋鍊三本と対照して
みよう。1宋本は成、和本と同、2宋本なし、和本と同、3
宋鍊二本は同、和本と同、4和本は能、宋本と同、5宋本は
相望となり、和本と同、6宋和両本共に緣、この字について
は復古記卷六（続蔵、影印本、一〇三冊、二八七頁A）に
「即失本緣法、古本与演義皆緣字、今緣字誤」とあり、演義
鈔のこの文と古本によつて本緣を正としている。師会はこの

(20)

六相義で、よく古本を対照するが、この本の性格はわからな
い。7和本は辨、宋と同、8宋本は別、和本と同、9和宋共、
即具、10和宋共、名、11和宋共、總、12和宋共、常
一權實別△義在四乘中▽二教義別△臨門三車、但有其名、以
望一乘、但是教故、故經云、以仏教門出三界苦、亦不可云以
仏教言、但約二乘、以經不據故、彼求牛車之人、尋教至義、
亦同羊鹿俱不得故▽三所期別△以白牛車非是宅內所許三車、
是故、界外四衢道中授諸子時、皆云非本所望、亦不可云但約
二乘、經不據故▽四德量別△宅內但云牛車、不言余德、而露
地所授乃七寶大車寶網寶鈴等無量衆寶莊嚴、此即體具過恒沙
德也、又彼但云牛、不言余相、此云白牛肥壯多力其病如風等、
如是七寶大車、其數無量、此顯一乘主伴具足教義無量也▽五
用殊勝也、又云、多諸賓從而侍衛等、行眷屬也、又云、我有
寄位別△本業仁王等經梁撲十地等論、皆以初二三地、寄在世
間、四至七地、寄出世間、八地已上寄出世間、於出世間中、
四地五地、寄聲聞法、六地寄緣覺法、七地寄菩薩法、此如三
乘、八地已去、寄一乘法▽六付囑別△法華經云、於未來世、
若有信如來智慧者、當為演說此法華經令得仏慧故、若有不信
受者、當於如來余深法中示教利喜、汝等若能如是則為已報諸
佛之恩、解云、余深法者即大乘也、非一乘故、云余、非小乘
故云深也、法華別意、正在一乘、故作此囑也▽七根緣別△華
嚴性起品云、仏子、菩薩摩訶薩無量億那由他劫、行六波羅蜜、
修習道品善根、若未聞此經、或聞不信受隨順、是等猶為假名、
不得名為真實菩薩、釈曰、此多劫修菩薩行、又不聞不信此一

乗經、若非三乘權教菩薩、是何人也、當知、正是法華經內余深法中示教利喜者¹⁶▽八信順別△華嚴賢首品云、一切世界群生類、鮮有欲求聲聞乘、求緣覺者転復少、求大乘者甚希有、求大乘者猶為易、信解此法甚為難、釈曰、此品正明信位及成仏等事、既越三乘、恐難信受、故擧三乘、對此決之▽九顯示別△華嚴第九地偈云、若衆生下劣、示以聲聞道、若復根少利、為說辟支仏、若有根明利、有大慈悲心、饒益諸衆生、為說菩薩道、若有無上心、決定樂大事、為示於仏乘、說無盡仏法▽十本末別△大乘同性經云、所有聲聞法辟支仏法菩薩法諸仏法、皆悉流入毘盧遮那一智藏大海、此文、約本末分異、仍会末歸本、明一乘三乘差別耳、此上十証、足為龜鏡、而守株之者聞說駭神、深可悲矣、故經云、所未聞經聞之、不疑為希有也▽（續藏、影印本、一四冊、一一一頁CD、△▽の中は二行の割注のようになっている。）1和本は経文、宋と同、2和は簡、宋と同、3和はなし、宋と同、4宋は明、和鍊両本と同、5和は言、宋と同、6和は大、宋に同、7和は衛之、宋と同、8宋和ともに地論梁撰論等、9和は中、宋と同、10和は以上、宋は已上、11和は属、宋と同、12宋は仏智慧、和と同、13和は仏恩、宋と同、14和は非即、宋と同、15宋は不信不聞、和と同、16宋は是人、和と同、17和は道、宋と同、18和は是、宋と同、19和宋とも一なし、20和は約此、宋と同、21宋は別顯耳、和は別理耳、22守株以下、宋なし、和と同じ。

(21) 宗鏡錄卷四六「古德略以喻、明六相義」（大正四八、六九〇頁中下）、卷六〇「藏法師依華嚴宗、釈三性同異義」（七五七頁上）、卷七二「拠華嚴法界無尽宗、亦有因門六義緣起十

要決問答	円通鈔	和本
普賢門中、復作二門、一分相門、二該撰門、初中是別教一乘、別於三乘（續藏、影印本、十二冊、三四四頁三九頁）	就普賢門中、復作二門、一分相、二該撰、分相者、此別教一乘、別於三乘（教分記円通鈔、全書下卷、三六頁、四五、四七七頁上）	就普賢門中、復作二門、一分相門、二該撰門、分相門者、此別教一乘、別於彼三乘（大正四五、四七七頁上）
D) 二該撰門者、一切三乘等、本来悉是彼一乘法（三四六頁B）	該撰門者、一切三乘等法、本来悉是彼一乘法（同、下卷、三四頁）	該撰門者、一切三乘等法、本来悉是彼一乘法（四七八頁中）
由此鎔融、有其四	由此鎔融、有其四	由此鎔融、有其四

句、一或唯一乘、謂別教也、或唯一乘、如三乘等、以不知一故、亦一亦三、如同教、或非一非三、如果海(三四七頁A)由自若有時、他必無故、他即自、何以故、由他無性、以自作故、二由自若空時、他必是有、故自即他、何以故、由自無性、用他作故(三三〇頁D)

句、或唯一乘、謂別教、或唯三乘等、以不知一故、或亦一故、或亦一亦三、如同教、非一非三、如上果分(同、下卷、三二頁)由自若有時、他必無故、他即自、何以故、由他無性、以自作故、二由自若空時、他必有故、自即他、何以故、由自無性、用他作故(旨歸章円通鈔、全書、上卷、三四七頁)

句、或唯一乘、謂別教、或唯三乘等、以不知一故、或亦一故、或亦一亦三、如同教、非一非三、如上果海(四七九頁下)由自若有時、他必無故、他即自、何以故、由他無性、以自作故、二由自若空時、他必是有、故自即他、何以故、由自無性、用他作故(五〇三頁中)

何以故、一中十故尽、十中一故不尽(三三一頁B)即円即前後、何以故、由此法性緣起、具足逆順同体不違德用、自在無障礙故(三三一頁)由此二錢自體是一、復与二作一故、即為二一、乃至与十作一故、一切即為十一(三三一頁)即円即前後、何以故、由此法性緣起、具足逆順同体不違、體用自在無障礙故(五〇四頁)

何以故、一中十故尽、十中一故不尽(同、上卷、六六三頁)即円即前後、何以故、由此法性緣起、具足逆順同体不違、德用自在無障礙故(五〇四頁)由此一錢自體是一、与二作一故、即是二一、乃至与十作一故、即為十

何以故、一中十故尽、十中一故不尽(五〇三頁下)即同即前後、何以故、由此法性緣起、具足逆順同体不違德用、自在無障礙故(五〇四頁)由此一錢自體是一、亦復与二作一故、即為二一、乃至与十作一故、即為十一(五〇四頁)即同即前後、何以故、由此法性緣起、具足逆順同体不違、體用自在無障礙故(五〇四頁)

即十如前積、言無是增減、隨智取矣、須無尽即無尽、如是增減、隨智取矣、須無尽即無尽、如

即十如前積、言無是增減、隨智取矣、須無尽即無尽、如

即十如前積、言無是增減、隨智取矣、須無尽即無尽、如

尽者、一門中既有一十、然此十、復自迭相即入重重成無尽也。（三三二頁A）

問、但攝自一門中無尽重重、皆悉亦攝余異門無尽耶、答、或俱攝、或但攝自無尽、何以故、若無自一門中無尽、余一切門中無尽、皆悉不成故、是故、初門同体、即攝同異二門中無尽無余、乃至十重、窮其円極法界、無不攝尽耳、或但攝自同體一門中無尽、何以故、由余異門如虛空故、不相知故、自具足故、更無可攝

十、然此十、復自迭相即入重重成無尽（十句章円通鈔、全書、上卷、四九八頁）

問、為但攝自一門中無尽重重耶、為亦攝余異門無尽耶、答、或俱攝、或但攝自門無尽、何以故、若無自一門中無尽、余一切門中無尽、皆悉不成故、是故、初門同体、即攝同異二門中無尽無余、乃至十重、窮其円極法界、無不攝尽耳、或但攝自同體一門中無尽、何以故、由余異門如虛空故、不相知故、自具足故、更無可攝

（三二八頁D）問、無一椽時、豈非舍耶、答、但是破舍、或但攝自無尽、何以故、若無自一門中無尽、余一切門中無尽、皆悉不成故、是故、初門同体、即攝同異二門中無尽無余、乃至十重、窮其円極法界、無不攝尽耳、或但攝自同體一門中無尽、何以故、由余異門如虛空故、不相知故、自具足故、更無可攝

（三三二頁B）總相者一含多德故（三三二九頁B）餘椽瓦等、應即是椽耶、答、總並是椽（三三二九頁C）——（同、六七〇頁）

1宋本では故故、2宋本では十即、3宋本では曰、4宋本では相即相入、5宋本では一、6宋本では攝後自、7宋本では自攝、8宋本では現理事、9宋本では舍、10宋本では板

（24）華嚴一乘成仏妙義（大正四五、七九一頁中）この著作の性格からして五教章の所詮差別の行位に関する所をよく引くが、その中で特に円宗文類卷十四に収められている第三行位差別と対照してみよう。和本も対比し、宋本は注によつて同異を示したい。

成仏妙義

円宗文類本

和本

下・卷云、於諸教中皆以三義略示、一明位相、二弁不退、三明行相、初者依小乘有四位、謂方便見修及究竟、又說小乘十二住以為究竟（大正四五、七八四頁上）

但有見修等四位及九地等名同小乘、或云五位、謂見道前七方便內、分前三種為資糧位、以遠方便故、後四善根為加行位、是近方便故、余名同前、（下卷云）又亦為說乾慧等十名菩薩地、第十九名佛地者、欲引二乘望上不足、漸次便見修及究竟、又說小乘十二住以為究竟、又說小乘十二住以為究竟（大正四五、七八四頁上）

但有見修等四位及九地等名同小乘、或立五位、謂見道前七方便內、分前三種為資糧位、以遠方便故、後四善根為加行位、是近方便故、余名同前、（下卷云）又亦為說乾慧等十地、第九名菩薩地、第十名佛地者、欲引二乘望上不足、漸次修行至佛果故、又彼佛果不在

修行至佛果故、又彼佛果不在十地外、亦同在地中者、以引彼故方便

十地外、同在地中者、以引彼故方便

十地外、亦同在地中者、以引彼故方便

¹下・卷云、於諸教中皆以三義略示、一明位相、二弁不退、三明行相、初者依小乘有四位、謂方便見修及究竟、又說小乘十二住以為究竟（大正四五、七八四頁上）

但有見修等四位及九地等名同小乘、或立五位、謂見道前七方便內、分前三種為資糧位、以遠方便故、後四善根為加行位、是近方便故、余名同前、（下卷云）又亦為說乾慧等十地、第九名菩薩地、第十名佛地者、欲引二乘望上不足、漸次修行至佛果故、又彼佛果不在

彼便故是同教也、
二約體就法、前後
相入円融自在異彼
三乘、是別教也、
但以不移門而恒相
即、不壞相即而恒
前後、是故二義融
通不相違也、問、
若此信等初門即一
切者、何不信位初
心即得而說滿心等
耶、答、若自別教
則不依位成、今寄
三乘終教位說（七
七頁下）

二約体就法、前後
相入円融自在異彼
三乗、是別教也、
但以不移門而恒相
即、不壞即而恒前
後、是故二義融通
不相違也、問、若
爾是初門即一切
者、何不說信位初
心即得而說滿心等
耶、答、若自別教
即不依位成、今寄
三乘終教位說（三
九五頁B）

就法、前後相入円融自在異彼三乘、是別教也、但以不移門而恒相即、不壞相即而恒前後、是故二義融通不相違也、問、若是信等初門即一切者、何不信位初心即得而說滿心等耶、答、若自別教即不依位成、今寄三乘終教位說(四九〇頁上)

(28) 均如の教八
身の手にち
さらには冒
四頁) も紹
(29) 華嚴經伝記
(30) 唐大薦福寺
下)

(31) 教分記円通
記者、教門
釈、可言
門、解云、
若約所詮注
明、今但略
中、略教有

如攝論有六義、此約初教、若起秘密義、以此教中六義、此約六義、此約初教、若起秘密義、比目性故、來藏隨緣義、無別自識中六義也。論說、種子有此約初教、若起秘密義、比目性故、來藏隨緣義、無別自識中六義也。

義、若約義具、心云一卷、然賢首義分齊內第二	文云、一乘教義分齊開目故也、是故、演義抄	言立一乘教分之記、又	のみ存在する序文は注。意見（全書下巻一八）	教中六七識等、是如來藏隨緣無別自性、是七識亦具本義也（和宋兩に、大正四五〇、二	此約初教、若秘密義、皆具此義、約終教、是七識
、積上下二卷之目、謂尚伝（大正五〇）、二	○二頁中）	二頁中）	搜入とする説（全書下	○二頁中）	說、種子有二

分斎義記也」（全書下巻、十六頁）この解釈によると、均如は鍊本の中巻の標題「華嚴經中一乘立教分斎義記」と演義鈔の「義分斎内第二巻」とを組み合わせ、それを五散章冒頭の「一乘教義分斎」に投影している。列門、題号ともに演義鈔の一文を有力な典拠としている。また、均如は教分記円通鈔全十巻のうちの半分の五巻を義理分斎の注釈に当てるほどに義理を重視している。

(32) 五教章の義理章と所詮章の関係では、所詮章が義理章を前提としての言葉はあるが、その逆の言葉は存在せず、そのために宋本の中では第八門の末尾（大正四五、四八四頁中）でわざわざ第九所詮第十義理を正統づけるような一文を搜入したのであろう。所詮章の冒頭の「義差別故、顯彼能詮差別非一」という一文自体が能詮の教に対して所詮の義理を前提としている。

(33) 続華嚴經略疏刊定記卷一（続藏、影印本、五冊、九頁C.D、十二頁A）では古徳の五教は天台の藏通別圓の四教に頓教を加えたが、この頓教は不可説、離言を内容としているので能詮の教としては立てられないと言つて批判する。